

令和4年度
NFTの活用に関する民間提案募集
【募集要項】

令和4年7月
愛知県犬山市

1. 趣旨

犬山市は、国宝犬山城天守と国宝茶室如庵の2つの国宝をはじめ、ユネスコ無形文化遺産に指定されている犬山祭や350年以上の歴史を誇る木曾川うかいなど、数多くの歴史・文化資源が存在するほか、飛騨木曾川国定公園や木曾川に代表される自然資源、犬山城下町や博物館明治村、野外民族博物館リトルワールド、日本モンキーパークなどの観光資源に恵まれた歴史観光都市です。

当市では、シティプロモーションや文化振興へと繋がる新たな地域活性化事業の一環として、歴史文化、自然、観光資源を活用し、NFT（Non-Fungible Token）を利用した新たな財源確保施策を検討しています。

施策は官民連携により実施していくこととし、その検討にあたっては、民間提案制度を採用します。民間事業者様からの提案を募集し、本市の施策に大きく貢献する提案を選定し、協議を積み重ねたうえで事業化を図ります。

なお、提案内容は提案者の知的財産と捉え、その情報を保護する必要から、提案者との随意契約を前提としています。

本募集要項は、民間事業者様からの提案を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2. 募集内容

(1) 募集提案要件

この要項で募集する提案は次の全てを満たすものとします。

- ア NFTを利用した提案
- イ 当市に関係のある題材（歴史・文化、自然、観光資源）を活用した提案
- ウ 当市が仮想通貨を取り扱うことがない提案（提案者が取り扱うものは可）
- エ 歳入が見込まれる提案

(2) 財政負担

本市に新たな財政負担を生じさせない提案が望ましいですが、数年後には投資が回収できる提案や、新たな財政負担が生じたとしても、市民サービスの向上やシティプロモーションの拡大に大きく寄与すると客観的根拠に基づき説明ができる提案も受付をします。

3. 提案資格要件等

(1) 提案者の定義

本募集に提案できる者（以下、「提案者」という。）は企業等の民間事業者、大学等の研究機関、NPO法人等の団体とし、個人からの提案は受け付けません。

グループで提案する場合は、1者を代表者として選出したうえで、提案者の構成をすべて明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。その場合は代表者がグループを代表して提案手続きを行うものとします。

(2) 提案者資格要件

提案者は次に掲げる要件を全て満たすこととします。

- ア 提案した内容を確実に実施できる能力や資格、意欲を有する者であること
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- ウ 犬山市の契約に係る指名停止要領（平成 14 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止を受けている者でないこと
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等の経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと
- オ 犬山市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（令和 2 年 3 月 30 日締結）に基づく排除措置を受けていない者であること
- カ 国税及び地方税、社会保険料の滞納がない者であること

4. 実施スケジュール及び応募方法

(1) 実施スケジュール（予定）

内容	日程
募集要項等の公表	令和 4 年 7 月 4 日(月)
質問受付期間	令和 4 年 7 月 4 日(月)～7 月 15 日(金)
提案受付期間	令和 4 年 7 月 19 日(火)～8 月 12 日(金)
ヒアリングの実施	令和 4 年 8 月下旬頃
提案事業の採否決定	令和 4 年 9 月上旬頃

(2) 質問受付及び回答

①質問方法

質問書（様式 1）に質問事項を記載し、下記宛先まで電子メールにより提出してください。

《質問書提出先》

犬山市役所 経営部 経営改善課

メールアドレス：011000@city.inuyama.lg.jp

②質問書受付期間

令和 4 年 7 月 4 日(月)から 7 月 15 日(金)まで

③回答方法

質問書に対する回答は、本市ホームページで順次公表します。ただし、質問には提案内容に関する事項に及ぶことも想定されるため、知的財産保護の観点から、質問者の同意を得た上での公表とします。

(3) 提案書等の書類提出

①提出書類

提案に必要となる書類は次のとおりとします。

- ・提案書（様式 2）
- ・提案団体調書（様式 3）
- ・提案資格要件確認表（様式 4）
- ・関連事業実績一覧表（様式 5） ※任意提出
- ・その他関連資料 ※必要に応じて提出してください

②提案受付期間

令和 4 年 7 月 19 日(火)から 8 月 12 日(金)までの午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、土日・祝祭日を除く。）

③提出方法

提出書類各 1 部を郵送又は直接持参にて提出してください。なお、郵送の場合は受付期間内の消印までを有効とさせていただきます。

④提出先

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
犬山市役所 経営部 経営改善課

5. 提案事業の採否

(1) 審査委員会による審査

提案事業の採否については、本市が設置する審査委員会において提案書やヒアリングを基に審査し決定します。なお、ヒアリングの日程等については別途通知します。

なお、提案の採択は、市との事業化に向けた詳細協議を行うことを決めるものであり事業化を決定するものではありません。

(2) 審査項目

審査委員会においては次の項目に着目し、審査を行います。

	項目	内容
1	効果性	シティプロモーションや文化振興への繋がりが期待できる提案か。
2	実現性	提案内容や計画に無理がなく、事業化の実現可能性が高い提案か。
3	独自性	独自の発想や工夫に基づく付加価値があり、知的財産とするにふさわしく随意契約が可能な提案か。

(3) 審査結果の通知・公表

審査委員会の審査結果は、審査後速やかに提案者に文書で通知します。

また、採択となった提案については、「提案の名称、提案者名、提案概要」を公表し、不採択となった提案については「提案の名称のみ」を公表します。

6. 事業化までの手続き

提案内容が採択された者は、交渉権者となり、契約を締結するまでの諸条件について、市と詳細協議を進めます。予算措置を含めて協議が整った場合に本市と「契約(随意契約)」を結びます。なお、協議が整わない場合は事業化されません。

7. 留意事項

(1) 費用負担

提案に関する全ての資料の作成・提出・協議等にかかる費用については、提案者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類の返却はしません。また、提案者は、審査委員会や事業化の検討における提出書類の利用、提案の名称、提案者名、提案概要の公表に同意することとします。ただし、提案者の独自のノウハウ等が含まれている内容については、公表の対象としません。

(3) 特許権の侵害防止

提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本市に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとします。

(4) 情報公開

犬山市情報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。

(5) 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ア 本要項に定める手続きを遵守しない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(6) 不測の事態への対応

本要項に記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合には、本市と別途協議を行うものとします。

8. 問い合わせ先

犬山市役所 経営部 経営改善課

所在地：〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地

電話番号：0568-44-0313

FAX 番号：0568-44-0360

E-mail：011000@city.inuyama.lg.jp